

2017.10.06：平成28年度 決算等審査特別委員会（第4日目）

○鈴木広康委員　次に、決算年度の部分でもう1点お伺いしたいと思いますけれども、決算年度におきまして多様な主体による新しい協働の推進のさまざまな事業が行われております。市長も市民協働を今回の所信表明でもおっしゃってございました。この新しい協働の推進のさまざまな事業を行っている状況について、どのような評価をされているのか、お伺いをいたします。

○市民局長　平成28年度におきましては、協働まちづくり推進プランに位置づけた協働を推進するためのさまざまな施策について、着実な進捗が見られたものと考えております。特に町内会やNPO、大学など、さまざまな団体同士が連携して地域課題の解決やまちの魅力づくりに取り組む活動を対象とした助成制度を構築できたことは、多様な主体による協働を推進する上で成果の一つであると認識しております。

○鈴木広康委員　町内会やNPOなど、さまざまな団体が協働して行った事業、大変決算年度においても評価されるべきだろうというふうに思います。

本会議の代表質疑の中で市民協働についての質疑、答弁で、反社会的な思想を持った団体がまちづくりに参画しようとしても、目的の共有や課題解決に向けた共通理解がなければ協働のパートナーとはなり得ず、政策決定に関与することもないものと考えておりますと市長は答弁しておりますけれども、この答弁にある反社会的な思想を持った団体とはどのような団体なのか、市長にお伺いをいたします。

○市長　特定の団体を念頭に置いて答弁したものではございませんけれども、一例を挙げるとすれば市民生活に著しい不安と脅威を与える暴力団が該当するものと考えております。

協働のまちづくりに当たりましては、市民の方々を中心に地域の諸課題の解決に向けての取り組みや魅力の向上といった目的を共有できる多様な主体と一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木広康委員　市長は破壊活動防止法、いわゆる破防法を御存じだと思いますけれども、市長が国会議員のときに無所属のある国会議員が平成28年3月14日に破壊防止法に関する質問趣意書を提出しておりますけれども、御存じですか。

○市長　御質問の質問趣意書については承知しております。

○鈴木広康委員　この衆議院議員のある議員が提出したのは、日本共産党等破壊活

動防止法に関する質問趣意書であります。その中の質問で、現在も公安調査庁は日本共産党は破防法に基づく調査対象団体と認識しているか確認を求めるとしておりまして、その答弁では日本共産党は現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体であると答弁をされております。

市長の日本共産党に対する認識という部分で、破壊活動防止法に基づく対象団体は市長が答弁した反社会的な思想を持った団体になってしまうのか、市長にお伺いをいたします。

○市長　日本共産党に関する認識等についてのお尋ねでございますけれども、同党は一定の政治信条と政策を国民に提示して活動されているものでございます。国会あるいは地方議会に議席を有しており、政党助成の対象となっているなど、各種法律で政党として位置づけられている公の党、公党でございます。同党が反社会的な思想を持った団体に当たらないと私は考えております。

○鈴木広康委員　市長が言うのであれば反社会的な団体でないだろうなど。ですから、市民協働という部分で取り組んでいただく部分ではいろいろな方々がいらっしゃると思いますが、市長が言う反社会的な団体という今回御答弁があったのでこの質問をさせていただきましたけれども、そういった方々とは一線を画しながら、しっかりと市民協働の立場で協働事業を進めていくということをぜひともお願いしたいというふうに思いますけれども、もう一度確認をいたします。いかがでしょうか。

○市長　本市の協働のまちづくりを担うパートナーとして、これからも役割を発揮していただくことを期待しております。

○鈴木広康委員　ぜひ、市長が掲げる市民協働でありますので、決算年度においてさまざま先ほど町内会であったり、NPO団体であったり、さまざまな団体と協働しながらまちづくりを進めていくということがございました。しっかりと今後も決算年度を受けながら進めていただきたいというふうに思います。